

京都市里道管理条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第54号）

（建設局土木管理部道路河川管理課）

里道の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 後		
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	
電柱、電線、 街灯、郵便差 出箱その他こ れらに類する 工作物	電柱及びその支柱類		円 3,500	円 500	円 3,800	円 470	
	電話柱及びその支柱類		2,100	290	2,200	270	
	その他の柱類		210	29	220	27	
	線類	共架電線その他 上空に設けるもの	長さ1メートル につき1年	21	3	22	3
		地下電線その他 地下に設けるもの		12	2	13	2
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,700	250	1,800	230
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	4,100	590	4,400	540
ガス管、水管、 下水道管その 他これらに類 する物件	管 路	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル につき1年	86	12	92	11
		外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		120	18	130	16
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		180	26	200	24
		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		250	35	260	33
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		370	53	400	49
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		490	70	530	65
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		860	120	920	110
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1,200	180	1,300	160
		外径が1メートル以上の もの		2,000	280	2,100	260
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,200	180	1,300	160

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

京都市里道管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第54号

京都市里道管理条例の一部を改正する条例

京都市里道管理条例の一部を次のように改正する。

別表第12条第1項第1号に掲げる工作物の項中

「

円	円
3,500	500
2,100	290
210	29
21	3
12	2
1,700	250
4,100	590

を

」

「

円	円
3,800	470
2,200	270
220	27
22	3
13	2
1,800	230
4,400	540

に改め、同表第12条第1項第2号に掲げる物件の項中

」

86	12	を	92	11	に改める。
120	18		130	16	
180	26		200	24	
250	35		260	33	
370	53		400	49	
490	70		530	65	
860	120		920	110	
1,200	180		1,300	160	
2,000	280		2,100	260	
1,200	180		1,300	160	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市里道管理条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(令和3年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいてもこの条例による改正前の京都市里道管理条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項又は第4項の規定による許可を受けている占用物件について、改正後の条例の規定により算定した令和3年度の占用料の額が、改正前の条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)